

交通ルール・マナーを守ろう

平成19年春の交通安全県民運動が実施されます

平成18年中における奈良県内の交通事故の状況は、人身事故が8,063件、負傷者は9,340人と前年に比べ減少していますが、交通事故による死者数は66人で前年に比べ1人増加しています。

死亡事故の特徴をみると、飲酒運転など基本的なルールが守られず発生するものや、高齢者が犠牲になる事故が高い比率にあります。このような事故を未然に防ぐため、5月11日(金)から5月20日(日)までの10日間、平成19年春の交通安全県民運動が実施されます。

【運動の基本】 子どもと高齢者の交通事故防止

【運動の重点】

- (1) 飲酒運転の根絶
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 二輪車・原付車運転中の交通事故防止

悲惨な事故を起こさないためにも、交通ルール・マナーを守るように家族、職場で呼びかけてください。

■実施主体 五條市役所・五條警察署

■問合せ先 五條市役所庶務課交通防災係 ㊦(内線236)

優良運転者を表彰します

交通安全協会等では、今秋に優良運転者表彰を行います。

受賞を希望する場合は、必要書類を添えて五條警察署に申請してください。

■表彰の種別・要件および締切日

①安全運転協会五條支部協会長表彰＝8月17日(金)締切

▽中級顕彰を受けていること

▽6年以上無事故無違反のこと

②特別優良運転者表彰＝6月13日(水)締切

▽上級顕彰を受けてから1年以上経過していること

▽10年以上無事故無違反のこと

③緑十字銅章表彰＝6月8日(金)締切

④近畿交通栄誉賞＝6月8日(金)締切

■その他 詳細については問い合わせてください。いずれの表彰にも人数に制限があります。(先着順ではありません)

■申込・問合せ先 交通安全協会五條支部事務局 ☎23・0110

「人権擁護委員の日」の特設人権相談所を開設します

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国の人権擁護委員が全国各地でこの日を中心として、その地域の実情に応じた啓発行事等を実施することにより、人権擁護委員制度の周知徹底と人権擁護思想の普及高揚を図ることとしています。

五條市でも、市内の次の公民館等で、特設人権相談所を開設し人権相談を実施します。

人権擁護委員は、みなさんの一番身近な相談相手です。

毎日の暮らしの中で起こるさまざまな人権問題を解決するための相談、それが「人権相談」です。都合の良い会場で、気軽に相談してください。

■日時 6月1日(金) 午前10時～午後3時

■場所 北宇智公民館(近内町735) ☎25・3207

牧野公民館(中之町1764-1) ☎24・3175

二見公民館(二見2丁目5-1) ☎22・0400

宗松公民館(西吉野町城戸27) ☎33・0425

ふれあい交流館(大塔町宇井94) ☎36・0058

※ふれあい交流館の相談時間は午後1時～3時まで

■問合せ先 人権施策課 ㊦(内線285、286)